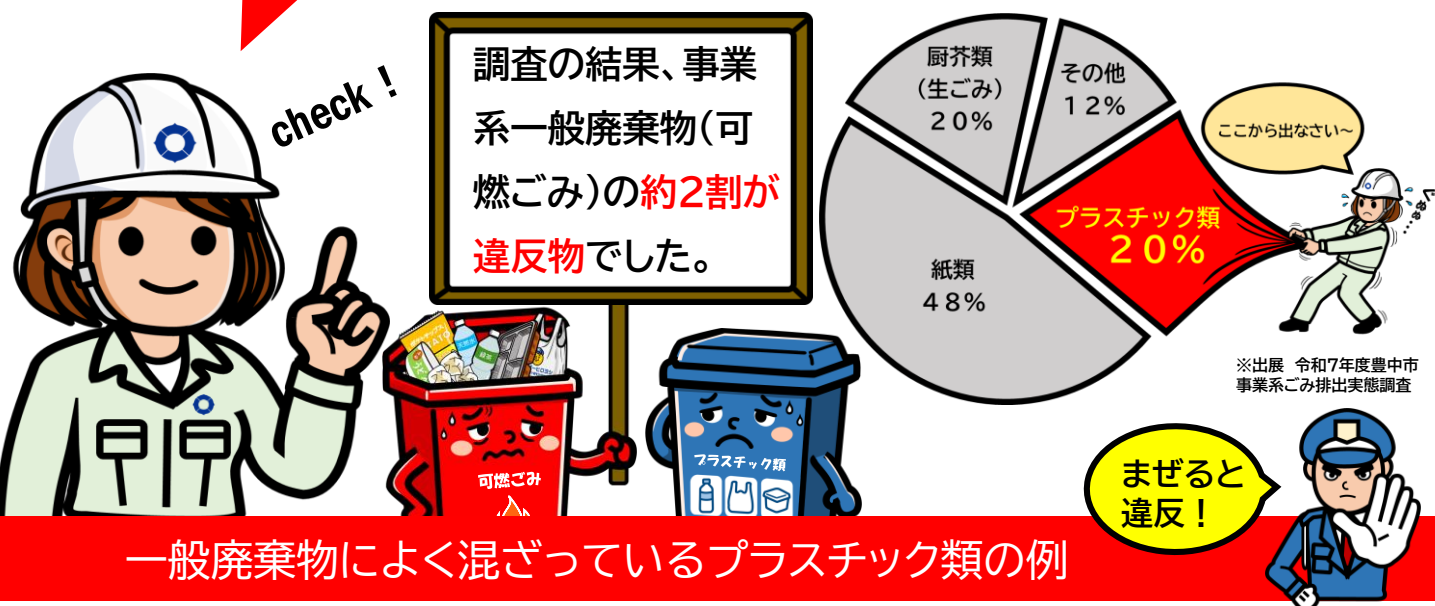


# 事業所から出るプラスチック類は産業廃棄物です！

プラスチック類は産業廃棄物です。一般廃棄物(可燃ごみ)として処理すると廃棄物処理法違反ですよ！



## 一般廃棄物によく混ざっているプラスチック類の例



※紙製は一般廃棄物



# プラスチック類を正しく処理するために



## Point1 分別しやすい環境を整える

一般廃棄物(可燃ごみ)のごみ箱とプラスチック類のごみ箱は必ずセットで設置しましょう。



いつも隣に！

いいね！



これどう？

自社からよく出るプラスチックのイラストを入れるなど、**わかりやすい表示**を行いましょう。



## Point2 定期的な確認・周知啓発を行う

まだ混ざってるな。

**定期的な確認**やミーティング、ポスターの掲示などで**周知啓発**を行いましょう。



## Point3 排出状況に合わせた処理ルートを確認する

うーん...



汚れちゃってます。



処理業者A

汚れているプラスチック類の受入れ可能



処理業者B

汚れていないプラスチック類のみ受入れ可能  
リサイクルができる

**汚れていてもプラスチック類は産業廃棄物です。**  
適正に処理が出来るルートを確認しましょう。

産業廃棄物処理業者のご相談は、公益社団法人 大阪府産業資源循環協会(TEL:06-6943-4016)



プラスチック類の適正処理にご協力をお願いします。

～ 分別を、当たり前「ビジネスマナー」に ～